多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年6月30日宮崎県新富町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号	2号	3号	4 号 事業	地域 (農林業センサス区分)	重点地域 との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				成法寺、新田新町、塚原、舟津	無	令和元年度~令和5年度	大和地区農地保全管理会
0				横江、軍瀬、江梅瀬、王子	無	令和2年度~令和6年度	横江活動組織
0				竹渕、中村、中須、伊倉、麓、 成法寺、末永、舟津、塚原、 今町、富田町、新馬場、大渕、 下城元、軍瀬、田中、王子 西五反田、東五反田、江梅瀬	無	令和2年度~令和6年度	新富広域協定運営委員会